

平成17年 6 月24日

1. 出席議員

1 番	徳 村	博 紀
2 番	伊 東	茂
3 番	福 井	正
4 番	水 頭	喜 弘
5 番	橋 爪	敏
6 番	山 口	瑞 枝
7 番	中 村	雄一郎
8 番	橋 川	宏 彰
9 番	森 田	峰 敏
10 番	北 原	慎 也
11 番	寺 山	富 子

12 番	岩 吉	泰 彦
13 番	井 手	常 道
14 番	青 木	幸 平
15 番	中 村	清
16 番	谷 口	良 隆
17 番	中 島	邦 保
18 番	吉 田	正 明
19 番	谷 川	清 太
20 番	松 尾	征 子
21 番	中 西	裕 司
22 番	小 池	幸 照

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	田 中	義 明
局 長 補 佐	坂 本	芳 正
管 理 係 長	迎	英 昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総 務 部	長	唐	島		稔
市 民 部	長	坂	本	博	昭
産 業 部	長	山	本	克	樹
建 設 環 境 部	長	江	頭	毅 一	郎
企 画 課	長	北	村	建	治
総 務 課	長	北	村	和	博
財 政 課	長	藤	田	洋 一	郎
市 民 課 長 兼 選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税 務 課 長		北 御 門	敏	則	
福 祉 事 務 所 長		迎		和	泉
保 険 健 康 課 長		井	手	讓	二
農 林 水 産 課 長		平	石	和	弘
商 工 観 光 課 長		福	岡	俊	剛
都 市 建 設 課 長		中	川		宏
環 境 下 水 道 課 長		藤	家	敏	昭
ま ち な み 活 性 課 長		松	浦		勉
水 道 課 長		井	手	清	治
会 計 課 長		森		久	幸
教 育 長		小 野 原	利	幸	幸
教 育 次 長 兼 庶 務 課 長		中	橋	孝 司	郎
生涯学習課長兼中央公民館長		中	村	博	之
同 和 対 策 課 長 兼 生涯学習課参事		谷	口	秀	男
農 業 委 員 会 事 務 局 長		一 ノ 瀬	健	二	
監 査 委 員 事 務 局 長		安	富	弘	信

平成17年 6 月24日（金）議事日程

開 議（午前10時）

- | | | |
|-------|---------------------|---|
| 日程第 1 | 議案の追加上程（市長の提案理由の説明） | |
| 日程第 2 | 議案第38号 | 鹿島市教育委員会委員の任命について |
| 日程第 3 | 議案第28号 | 鹿島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について（委員長報告、質疑、討論、採決） |
| 日程第 4 | 議案第29号 | 鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について（委員長報告、質疑、討論、採決） |
| 日程第 5 | 議案第30号 | 鹿島市青少年健全育成基金条例の制定について（委員長報告、質疑、討論、採決） |
| 日程第 6 | 議案第35号 | 平成17年度鹿島市一般会計補正予算（第 1 号）について（質疑、討論、採決） |
| 日程第 7 | 請願第 1 号 | 「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、B S E の万全な対策を求める」請願書（委員長報告、質疑、討論、採決） |
| 日程第 8 | 請願第 2 号 | 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書（委員長報告、質疑、討論、採決） |
| 日程第 9 | 交通体系等特別委員会 | の中間報告（委員長報告、質疑） |
| 日程第10 | ダム対策特別委員会 | の中間報告（委員長報告、質疑） |
| 日程第11 | 意見書案第 5 号 | 米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、B S E の万全な対策を求める意見書（案）（質疑、討論、採決） |
| 日程第12 | 意見書案第 6 号 | 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書（案）（質疑、討論、採決） |
| 日程第13 | 意見書案第 7 号 | 地方議会制度の充実強化に関する意見書（案）（質疑、討論、採決） |
| 日程第14 | 意見書案第 8 号 | 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書（案）（質疑、討論、採決） |
| 日程第15 | 意見書案第 9 号 | 道路特定財源の確保に関する意見書（案）（質疑、討論、採決） |

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

○議会事務局長（田中義明君）

諸般の報告をいたします。

本日市長から議案1件の追加提出がありました。議案番号、議案名はお手元に配付いたしております議案書（その2）の目次に記載のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由の説明）

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第1．議案の追加上程であります。議案第38号を上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

皆さんおはようございます。本定例会に提案いたしました議案につきましては、慎重に御審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日、追加提案いたします議案は、人事案件1件でございます。

それでは、提案理由の要旨を御説明いたします。

議案第38号 鹿島市教育委員会委員の任命について申し上げます。

平成17年6月7日から欠員となっていました委員を補充するため、後任者として藤家恒善氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間であります平成18年9月30日までとなります。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

お諮りいたします。議案第38号は会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第38号は委員会付託を省略することに決しました。

日程第2 議案第38号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第2．議案第38号 鹿島市教育委員会委員の任命についての審議に入ります。

お諮りいたします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第38号 鹿島市教育委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第38号はこれに同意することに決しました。

しばらくお待ちください。

○助役（出村素明君）

それでは、私の方からただいま新たに教育委員として任命することに同意をいただきました藤家恒善氏を御紹介いたします。

○教育委員会委員（藤家恒善君）

皆さんおはようございます。ただいま御紹介いただきました藤家でございます。

今回は、皆様方の御承認によりまして教育委員にさせていただきます。まことにありがとうございます。これからは鹿島市の教育のますますの発展を祈念いたしまして、不肖ではございますけれども、身を賭して頑張る所存でございますので、どうか今後ともよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（小池幸照君）

以上、紹介を終わります。

日程第3 議案第28号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第3．議案第28号 鹿島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についての審議に入ります。

6月21日の本会議において、総務委員会に付託されました議案第28号 鹿島市人事行政の

運営等の状況の公表に関する条例の制定について、総務委員会の審査結果はお手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成17年 6 月22日

鹿島市議会議長 小 池 幸 照 様

総務委員会

委員長 山 口 瑞 枝

総 務 委 員 会 審 査 報 告 書

平成17年 6 月21日の本会議において、付託された議案第28号「鹿島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について」は 6 月22日に委員会を開き審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。総務委員長山口瑞枝君。

○総務委員長（山口瑞枝君）

おはようございます。総務委員長の報告を申し上げます。

去る 6 月21日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第28号 鹿島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定については、去る 6 月22日、担当部課長並びに関係職員の出席を求め委員会を開催し、慎重に審議をいたしましたので、その経過並びに結果を報告いたします。

担当職員の本会議での説明を補足した形で資料に基づいての説明があり、16年 8 月の地方公務員法の改正に基づき人事行政の公表が義務づけられた、内容については各市町村の判断に。第 3 条関係で、分限懲戒処分の状況については、個人にかかわるところはどこまでできるのか。営利企業等の従事制限許可の状況については、許可申請を出して市長が許可した場合のみとするなど補足説明を受け、直ちに質疑を行いました。

以下、質疑と答弁の内容を申し上げます。

質問 第 3 条関係で、職員の勤務評定は。昇給時、新採については行われているが、現在の状況は。

答え 平成元年ぐらいまでは勤務評定をしていたが、評価者によって見解の相違があり、評価の研修もなされていないので余り意味がなかったのでは。ただ、人勤の中で能力給与、成績給与、査定給などが出てくる。

質問 処分の関係で氏名の公表はについて。

答え 懲戒処分については明確に基準は定めていない。従来どおりで、他市の状況を見ながら行う。個人に対しては難しい。

質問 ホームページ、市報に公表する場合、常時公表になるのか、一定期間の公表になるのか。

答え 報告が11月で公表が1月末までにとっており、期間を限定する。また、運用については、県の条例案が示されて、それに基づき作成をする。県内8市、他市も同じ状況である。ただ、報告公表時期に若干のばらつきがある。

これに対して、県内に不均衡が生じてはいけないので、運用上バランスを欠くことがないように意を配しての運用を要望するとの意見が出ました。

これらの意見の質疑終了後、直ちに討論を行い、1件の反対討論があり、後に採決の結果、議案第28号 鹿島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定については、賛成多数で原案のとおり可決するものと決しました。

以上をもちまして、総務委員長の報告を終わります。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番松尾です。ただいま報告がありました件についてお尋ねをしますが、私は今回の問題は職員にかかわる大事な問題であるということで、組合など職員に対する説明とか意見徴収とか、そういうのが必要な旨を協議の中で、質疑の中で申してきましたが、そういう問題についての何らかの委員会での話し合いがあり、何か進展がありましたでしょうか、お尋ねをします。

○議長（小池幸照君）

総務委員長山口瑞枝君。

○総務委員長（山口瑞枝君）

お答えいたします。

ただいまの松尾議員の質問に対して、そういう意見は出ました。ちょっと、よろしいですか。

今申されたようにそういう意見が出まして、執行部の方もそれに対して、本会議で答弁をされたような答弁がなされております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

わかりました。具体的にどういうことでしたか、お知らせください。質疑のときに出されたようなことということじゃなくて、委員会ではさらに深く御答弁もあったんじゃないかと私は期待をしておりますが、その辺についてお答えください。

○議長（小池幸照君）

総務委員長山口瑞枝君。

○総務委員長（山口瑞枝君）

お答えします。

評価をする側は、する側の意思の統一を図ることを公平な評価をするということで、これには研修が必要であるということの答弁がありました。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいまお答えいただきましたが、私の聞きたいとするところには答えられていないと思います。

具体的に職員の人たちに対して、やっぱりこの問題はちゃんと上程する前に公表して、こういうことであるんだということで、やっぱり提示をしてその意見を聞くというような説明をするというのが私は必要じゃないかということでお願いをしておったわけで、その後しますとか、いやする必要はないと。例えば、ここでこの前助役がおっしゃったのは、勤務時間とか何かはもう組合とは合意事項ができているんだからというようなお答えがあったと思いますが、私はそういう中身じゃなくて、そのことを一般市民に公表するという問題、そのことについて協議をすべきじゃないかというふうなことで意見を申し上げましたので、その点について論議がされたかなと思いましたのでお尋ねしましたが、恐らく今の答弁では明確な方針は出ていないと私は受けとめて終わりたいと思います。何かあればどうぞ。

○議長（小池幸照君）

総務委員長山口瑞枝君。

○総務委員長（山口瑞枝君）

ただいまの質問にお答えをいたしますが、評定のやり方について組合との関係を考えると、組合と協議すべきじゃないかというふうな質問も出ました。その中で、組合には説明をするけれども、協議はしないという答弁があっております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

もう1点お尋ねをします。私は今回問題があるところは、地公法の改正によって提案をされた、17年7月1日から施行だということで今回上程をされておるわけですが、協議の中でわかったことは、公表する8項目ですかね、その中の具体的なことがまだ一番大事な部分が決められていない、あやふやだと。あやふやどころか全くない。これは人勸がその評価の見直しについて発表をするから、それによって決めて取り組むんだというようなことを言われたと思いますね。そういう答弁が執行部の方からあっていたと思います。

そう言いながらも、まだ全く評価の方法はいろいろないと言いながらも、ある答弁の中では指導監督がうまくいく人かなんとかと、いろいろ全くあやふやな答弁があったと思いますが、私はそういうことを考えると、そういうところまでぴしっと決めてからの提案でもよかったと思いますし、そうすべきだったと思いますが、そういう問題についての協議が何かなされましたでしょうか。

私は、そのところが非常に問題だと思って受けとめておりましたから、委員会の中でこういう、ここの全体会議で論議がされたことですから、さらに委員会の中でもしそういうことについてもあっていたらお知らせください。ぴしゃっとすべてが決まってからでよかったんじゃないかというようなこと、あやふやな中ではなくて。いかがでしょう。

○議長（小池幸照君）

総務委員長山口瑞枝君。

○総務委員長（山口瑞枝君）

お答えいたします。

先ほど言いましたように、それまでの本会議での総括質問の中で出たことに対して、つけ加えた分の説明を受け、その中での委員の皆さんの質疑でございましたので、ただいま松尾議員がおっしゃられたような突っ込んでまでの質疑はなかったと思います。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

11番寺山富子でございます。私は、議案第28号 鹿島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、反対の立場で討論をさせていただきます。

この条例は、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し、必要な事項を定められ、1から8までが掲げられております。その中で、既に市報でも公表されておる部分については異論がないところでありますが、今回、(6)の職員の研修及び勤務成績の評定の状況について、この点についてまだまだ不明な点がたくさんあるということでございます。

この職員の研修及び勤務成績の評定の状況について、6月21日の提案日、また、きょうただいま付託された総務委員会での質疑等での答弁もお聞きしたところでございますが、まだまだ不明な点があると思います。

評価の基準というもののや、どこを見て評価がなされるのかという点については、指導力、

判断力、企画や提案能力、協調性などが上げられています。このような評価をし、状況を市報等で市民に公表することが職員の士気の高揚と組織の活性化を図るためになる、そして、職員の意欲や努力が報われることになっていけば何も申すことはないわけでございます。

私が反対をする理由として1点目でございますが、公務労働の性格に配慮をし、職員の能力や実績について、しばしば評価する側の能力や客観性が問題になりますが、客観的な評価を行うシステムの整備はできているとは思えません。

2点目でございます。職員の理解と協力を得ながら勤務成績の評定が適切に行われることが重要と考えます。これもなされていません。事前に評価をする者と評価をされる側、職員が十分に話し合い、少なくとも一方的な押しつけではなく、双方の理解と納得のもとに実施されるべきと考えます。そのためには、管理職員以下全評価をする側の意識啓発と理解の徹底、これに向け努めることがなされていくことだと思います。この件については、ただ今総務委員会委員長の報告では必要があるというふうには言われておりますが、まだなされておられません。

次に3点目でございます。評価の中身、方法など不透明性の改善とともに、公平・公正性、透明性、客観性、納得性の四つの原則と苦情処理、そして組合関与の二つの要件が満たされていないということでございます。全くマニュアル也没有ありません。詳しい基準も示されておられません。それに加え、最低限職員に対しましての説明もなされていない、このような状況の中、地公法の改正があったから、国が決めたからといってすぐに条例をつくり実施することには納得ができないわけでございます。

急いで実施することが何で必要なのか、このことも示されておられません。仮に百歩譲って実施することでもあれば、鹿島でのやり方を吟味をし、マニュアルを示し、詳しい基準を示し、職員への説明をし、条例をつくってもよいと考えます。

以上、私の反対の理由を述べ、反対討論といたします。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいまの28号については反対の態度をとりたいと思います。

今寺山議員の方からも詳しく申されましたが、私は、自治体で働く人たちというのは一般の労働者とは違って、公務員としての身分の保障、身分が法律でしっかりと保障されているわけですが、そのために日々それなりの責任を持って働いていらっしゃると思います。

さて、この28号についてですが、簡単にその理由を申し上げたいと思います。

まず、地方公務員法の一部改正により人事行政の公表に関する条例が制定されようとしているものですが、17年7月1日から施行されるものでありながら、大切な報告事項の細部の内容について全く明確になっていない。人勸の人事評価制度の見直しがなされてからなどと

いうことで、明らかにならないままの提案であります。私は例えば提案するにしても、この部分がはっきりしてから提案をすべきだと思います。

特に、公表される分の勤務評定の勤務成績の評価の分、これは私は大きな問題があると思います。勤務成績の評価というのは、だれが評価をするかによって、よくもなれば悪くもなるわけですね。本当にそれぞれの能力の問題とか、それからそれぞれの好みなどもありますから、そういう面では非常に問題の大きなことだと私は考えています。

それからもう1点は、私はここで働いている職員の人たち、特に組合との協議をしてから上程すべきだということを申し上げてきました。先ほどの報告にもありましたように、報告はするが協議はしない、そういうことですよ。協議はしないとの見解だったと思います。しかし、やはりそこに働いている人たちがその問題について十分に理解をしていただいて取り組んでこそ、本当に本来の目的の仕事だって十分にできていくものだと思います。働く人たちの日々の状況が安定しない中で、本当に市民の立場に立って仕事をして十分にできるだろうかという不安もあります。

私はこの問題については、この2点で反対をしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第28号 鹿島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定については、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第28号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第29号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第4．議案第29号 鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定についての審議に入ります。

6月21日の本会議において、総務委員会に付託されました議案第28号（333ページで訂正） 鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について、総務委員会の審査結果はお手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成17年6月22日

鹿島市議会議長 小 池 幸 照 様

総務委員会

委員長 山 口 瑞 枝

総務委員会審査報告書

平成17年6月21日の本会議において、付託された議案第29号「鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について」は6月22日に委員会を開き審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。総務委員長山口瑞枝君。

○総務委員長（山口瑞枝君）

総務委員長の報告を申し上げます。

去る6月21日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第29号 鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定については、6月22日に担当部課長並びに関係職員の出席を求め委員会を開催し、慎重に審議をいたしましたので、その経過並びに結果を報告いたします。

まず、指定管理制度について、

質問 公の施設とは。

答え 住民福祉のため市民が利用する施設である。庁舎とか研究施設は除かれている。

質問 平成16年9月2日施行管理委託制度が廃止になった。民間業者もこの指定管理者になれるということ。

答え 管理運営委託とは違っている。業務を代行する形になってくる。

指定管理者の指定議案については、氏名、施設名、期間についてが議決事項になるなどの説明を受け、直ちに質疑を行いました。

その内容を申し上げます。

質問 指定管理の期間について。

答え 委託契約は1年、原則入札となる。指定管理は原則5年で、すべてが5年とは限らない。各施設ごとに何年でという提案になってくる。利用状況、収支状況については報告をしてもらうことになる。運営管理状況がわかる資料が提出されなければならない。また、市内には公の施設が32カ所ある。うち現在管理委託が9カ所で、その中で、自然の館のほか2施設については、この制度を使えないかを検討中である。これは民間との協力、協働、力をかりる方向で検討をしている。

質問 また、指定管理者が下請に出すことが可能か。

答え 全部はだめであるが、一部の業務の下請は可能となる。

質問 指定管理者として自然の館がスタートしたが、料金を下げないと無理となったとき、料金の改定権はどこにあるのか。

答え 利用料金には上限を条例で定める。管理者が勝手には改訂できない。

など質疑があり、質疑終了後、直ちに討論採決の結果、議案第29号 鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定については、全会一致で原案のとおり可決するものと決しました。

以上をもちまして総務委員長の報告を終わります。

○議長（小池幸照君）

先ほど、議案第29号を28号と申したようでございますので訂正をいたします。

議案第29号の委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第29号 鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の制定については、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第29号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第30号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第5．議案第30号 鹿島市青少年健全育成基金条例の制定についての審議に入ります。

6月21日の本会議において、文教厚生委員会に付託されました議案第30号 鹿島市青少年健全育成基金条例の制定について、文教厚生委員会の審査結果はお手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成17年6月22日

鹿島市議会議長 小 池 幸 照 様

文教厚生委員会

委員長 森 田 峰 敏

文 教 厚 生 委 員 会 審 査 報 告 書

平成17年度6月21日の本会議において付託されました議案第30号「鹿島市青少年健全育成

基金条例について」は、6月22日の委員会において審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告します。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。文教厚生委員長森田峰敏君。

○文教厚生委員長（森田峰敏君）

文教厚生委員会審査報告書。

平成17年度6月21日の本会議において付託されました議案第30号 鹿島市青少年健全育成基金条例については、6月22日の委員会において審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告します。

○議長（小池幸照君）

委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第30号 鹿島市青少年健全育成基金条例の制定については、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第30号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第35号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第6．議案第35号 平成17年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

議案第35号 平成17年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）について、御説明を申し上げます。

別冊の平成17年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）をごらんください。

今回の補正の概要は、緊急を要するものや補助事業などの事業決定に伴うものを中心に編成をいたしております。

予算書1ページをごらんください。

第1条 第1項 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,702千円を追加し、歳入歳出予算の総額を11,029,727千円といたしております。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及びその金額は、2ページから4ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、補正の内容につきまして、補正予算説明書に基づき御説明を申し上げます。

2ページから6ページまでの説明は省略いたします。

7ページをごらんください。

歳入でございますが、災害復旧費県補助金につきましては、平成16年度で工事は完了いたしております。農地農業用施設災害復旧事業の過年度交付金、いわゆる施越し事業補助金の追加計上でございます。

8ページをごらんください。

県委託金の2目、農林水産業費委託金では、新食糧農業農村基本計画の制定を受けて、17年度と18年度の2カ年間で全国の農村の実態調査を実施し、今後の集落営農のあり方などを検討していく美の里づくり推進調査事業委託金を新規に計上いたしております。

5目、民生費委託金は、人権啓発活動の一環として、講演会の開催や啓発資料の作成配布などを実施する人権啓発活動委託金を計上いたしております。

9ページでございますが、基金繰入金は、先ほど条例制定の議決をいただきました鹿島市青少年健全育成基金からの今年度事業分に係る繰入金を計上いたしております。

10ページをごらんください。

繰越金につきましては、前年度末に東亜工機株式会社様から青少年健全育成対策への指定寄附をいただいております。この寄附金分につきまして今回予算計上し、基金積立の財源といたすものでございます。

11ページでございますが、雑入では、日本宝くじ協会助成金など宝くじの収益金からの助成金を3件計上するほか、井手・三部地区の農地転用に伴うほ場整備市補助金返還金を追加いたしております。

以上で歳入の説明を終わり、歳出を御説明申し上げます。

12ページをごらんください。

歳出で、総務管理費の7目、企画費につきましては、15節、工事請負費で、新エネルギーを生かしたまちづくり事業として、日本宝くじ協会の助成を受けて実施するハイブリッド街路灯設置費を計上いたしております。また、19節、負担金補助及び交付金では、現在の鹿島市における最重要課題であるJR長崎本線存続運動に関する県民向けPR広告や、住民アンケートなどを実施する経費として、存続期成会の負担金を増額いたしております。

11目、地域振興費では、宝くじ益金からの助成を受けて、遊具2カ所の設置及び浮立太鼓の購入を実施するコミュニティ助成事業交付金を計上いたしております。

13ページの同和対策費でございますが、歳入で説明いたしました人権啓発のための講演会の開催及び啓発資料の作成配布のための経費を計上いたしております。

14ページをごらんください。

土地改良事業費につきましては、これも歳入で説明いたしました美の里づくり推進調査事業経費を新たに追加いたしております。

15ページの観光費でございますが、宝くじ助成事業の、健やかコミュニティーモデル地区育成交付金で実施するかしま鍋島竹あかり事業補助金を追加いたしております。

16ページをごらんください。

社会教育費の1目、社会教育総務費では、東亜工機株式会社様からいただきました寄附金を原資に、25節、積立金で、鹿島市青少年健全育成基金への積み立てを行うとともに、その基金を活用し、小学生の国際交流を促進する青少年海外派遣事業交付金を19節、負担金補助及び交付金に追加いたしております。

2目、公民館費では、自治公民館改修補助金を2件追加いたしております。

17ページの予備費につきましては、歳入歳出の調整を行い、4,310千円を減額し、補正後の金額を35,690千円といたしております。

以上で、平成17年度一般会計補正予算（第1号）の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。1番徳村博紀君。

○1番（徳村博紀君）

1番徳村でございます。

私からは2点御質問いたします。

予算書の12ページのところで、企画費、ハイブリッド街路灯設置事業というところがありますが、これは設置場所はどこに予定されておるのかお伺いします。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

徳村議員の御質問にお答えをいたします。

このハイブリッドの設置予定場所、そういうことですが、一応申請をした時点では、道の駅鹿島、それから祐徳神社門前の観光案内所付近、それから肥前鹿島駅、それから市内中心部のポケットパークということで、交番の横の空の広場ですかね、あの一帯、それから北公園、それから中木庭ダムの周辺整備の一環として、それから市役所周辺、そのあたりを一応予定をいたしております。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

具体的に何本ぐらい立つ予定ですか。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

先ほど申しあげました7カ所に、予定としては11基を設置する予定としております。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

ありがとうございました。

次に、その企画費の19節の負担金補助及び交付金のところで、J Rの長崎本線の存続期成会負担金増額ということでございますが、先ほど財政課長の方から説明がありましたけれども、この5,000千円の増額については住民のアンケートをされるということでしたが、そのアンケートの内容というのは、もう決まっているのかどうかお伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

お答えをいたします。

アンケートにつきましては、まだ実施をするということは決定いたしておりません。この補正をいたしましたのは、主にはやはり新聞広告等、あるいはホームページの立ち上げ、それから、そういったアンケートを実施する場合も一応予定としては掲げておりますけれども、そういったことなどで補正をしているものでありまして、まだアンケートを実施するところまでは決定をしておりません。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

これは期成会に拠出する金額ですね。だから、鹿島市で直接やるということではありません。

期成会の方でアンケートとかなんとかという話は一切出ておりません。ただ、私の考えとしては、鹿島市長というより期成会の会長としては、基本的には新聞等に県も昨年の年度末に全紙に載せられましたですね、自分たちの考え、主張を。我々もある程度の協議を県として、そしてどのタイミングになるかわかりませんが、我々の主張というものを繰り広げて、できればこうこういう理由でこういう結論を出しましたということまでタイミング的にとれるかどうか。

また、私が鹿島市長として今8月末までに結論を出すというふうにしておりますが、鹿島市長として結論を出す場合には、その前に少なくとも議会とは十分な協議をした上で、どちらの結論を出すにしろ、そういうふうにしたいということをここで申し上げておきたいと思っています。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

住民アンケートを実施するかしないかというのはまだ未確定ということでございますが、市長にお伺いしますけれども、これは鹿島市長という考えで鹿島市内でアンケートをとという考えなのか、それとも期成会全体でということでお考えなのか、お願いします。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

この 5,000千円の期成会に拠出した後のどういうものに使うか、アンケートをするのかしないのか。例えば、するにしてもこれは期成会の事業になりますので、鹿島市だけとか、あるいは江北町だけとかそういうふうにはならない、1市2町全域というふうになると思います。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

このアンケートを実施されるかされないかということは別問題としまして、これがもし実施された場合、私は実施して住民の意向を聞くというのは非常に大切なことだと思います。もし、この住民のアンケートが実施された場合に、私の周りでも非常にいろんな意見を交換しているときに、一応先日森田議員からも御質問があったように、条件ぐらいいは聞いた方がいいんじゃないかというような意見も出ているわけでございます。私は個人的にはやっぱり存続は絶対させなければいけないという立場に立っているわけでございますが、周りの住民

の方は、条件ぐらい聞いて、その中できちんとした吟味をすればいいんじゃないかということをおっしゃる方もいらっしゃいます。

その点について、住民アンケートの中で、市民の方からこういうふうな考えが住民アンケートの中からこういうふうなことが出てきた場合に、どういうふうな対応をされるかお伺いします。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

期成会の協議の中で決定していきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

最後、これは質問じゃありませんけれども、5,000千円という大きなお金を使われるわけですから、我々もそうですけれども、ぜひこの5,000千円が生かされるように使っていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

12ページ、今徳村議員の方からも御質問がありましたが、J R 長崎本線存続期成会負担金に関連してお尋ねをしたいと思います。

昨日も県との協議がありましたね。最近の県との協議、その他県の県議会での流れを見ていると、非常に県議会も追い詰められたなあと、私はそういう感じを受けているわけです。特に県としては、必要経費とかいろんな手法の問題にしても二転三転と、全くとどまる場所を知らないというふうな状況の中で行われているような気がします。

今私たちも何としても長崎本線存続をしなくちゃいけないということで、江北町から太良町までの皆さんと一緒にJ R 本線存続沿線住民の会というのを結成しまして、先日も大浦と肥前山口から挟み打ちで、各駅におりて皆さんの意見を聞いてまいりました。

やっぱり例えば正直なところ、今、いっちゃん電車は使わんという人、結構いらっしゃいますよ。しかし、それがないと困ると、それがないと困ると、何とか守ってもらいたいと。特にお年寄りの人たち、太良町なんかでも、「私たちは動きとれんごとなつて、車は運転できないし」というような、そういう皆さん方のいろんな意見を聞きながら、鹿島まで署名なり街宣をしてきたわけですが、そういう皆さんのもろもろのお話を聞いておきますと、何としても守らんといかんという気はさらに強く感じてきました。

それと同時に、新幹線ばつくっても長崎本線の残っぎよかたいねという人もいらっしゃいます。それは、本質がまだわかっていらっしゃらない部分があるんですね。これはもう私が言うまでもなく、新幹線をつくれば、これは必ず切り離しをしなくちゃいけないと、このことは当初の計画、これは私も鉄道局に何度も行っただけでありますが、それはできませんという、そういう答えを聞いておりますから、私はもう長崎本線を存続させるためには何としてもこれを守ることが——いや、長崎新幹線にも反対をせざるを得ないということ、私は思っています。

私がここでお尋ねをしますのは、例えば古川知事も「ずっと1自治体でも反対をすれば、新幹線にはくい一本打てんばい」ということをおっしゃっておりますが、これは信用できるものじゃないとは思っていますが、ただ、3月の国土交通委員会の中で、鉄道局長が並行在来線等を決められた自治体すべてが文書でもってオーケーを出さなくちゃ新幹線は着工できないというのは今までの事例だというようなことで、結局、裏返せば1自治体でも反対をすればできないということを答弁されておりますし、それに対して、さらに念を押して国土交通大臣は全くそのとおりだということをお答えいただいているわけですね。

お尋ねをしたいといひますのは、一応8月で決着をつけるというような、そういう県との意向ですね。これはどういう形で各沿線の自治体からの承諾文書というのですか、そういうのは手続手法としてはどういう形になってくるんですか。

例えば、鹿島市が今の時点でもうこれはどがん話し合いばしたって、もうこりやつくっちゃいかんと、本線守ってくれと、私たちは同意できないという文書を前もって私たちが県に突きつけるのか、それとも県がそれなりの時期にそういう対応をしてくるのか。もう目の前になったんですね。その辺がどうなっていくんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

口答でやるのか、あるいは文書でやるのか、いろいろこれは作戦的なこともあります、公文書でやるのか。国は、我々の意向というのは知事を通して聞かれると思います。その場合に、我々の意向がちゃんと国に届くかどうか、こういうものも見通しながら見きわめながら、我々の結論というものを、端的に言えば国まで届くような形が何かあるとか、いろいろ今方法を考えております。現時点で、その手法については県とは話をしておりません。

それから、ちょっとお時間おかりしていいですか、5分ぐらい。

先ほど私は議長の方に資料をお渡しして、全議員にコピーをした上でお渡しくださいということで文書を差し上げておりますが、これは議員の皆さんはこの後すぐ読まれると思いますが、市民の皆さんもCATV等でごらんになっていると思いますので、ちょっと紹介をしたいと思いますが、これは6月20日の長崎県知事の定例記者会見での記者とそれから知事の

Q&Aのようなこと、この情報を入手しましたのでお知らせいたします。

もろもろずっと書いてありますが、ポイントは二つあります。今の御質問に対する関連のあるところが二つ目のポイントですのでこれだけをお答えしますが、「今の沿線自治体との調整は、——つまり、我々との調整は——どう考えたらいいのでしょうか」という記者の質問に対して、長崎県知事さんは、「佐賀県側で沿線自治体との話し合いが決まらなければ、要望は、——つまり、来年度の予算に対する要望ですね——できないと思います。私たちが何かを要望しようとしても、まず、今言われることは、「まず、地元の話を決めてから要望してください」ということになります。国土交通省の梅田局長さん——これは鉄道局長さんですね——のところに要望に行った際に一応お願いをしましたが、その答えは「まずは佐賀県の課題を早く解決してください、それが決まらないと何も進みませんよ」と言われました。それで私も「わかりました」と返事をしました」と。

記者さんが、「結局そこに戻るんですか」と。知事が引き続き答えておられます。「国会議員にも要望に回りましたが、小里代議士を訪ねた際に「どうなっているの、早く決めてもらわないと次の概算要求ができないので困っている。いろいろなことを要望する前に、佐賀県の沿線自治体との話し合いを決めてからいっちゃい」と言われましたので、「はい、わかりました。佐賀県にはよくお伝えしておきます」という話をするしかありませんでした」と。

記者さんが、「早く決めないと概算要求ができないということですか」ということでありますが。知事さんは、「一番の問題は、財務省というハードルがあります。財務省というのは、どこかで理屈をつけて、できるだけ切りたいという考え方のところですから。このような状況は、今まで新幹線の整備においてかつてなかったことですから、国土交通省を初め国会議員の皆さんもみんな戸惑っているようです。今まで整備新幹線として計画ができて、この30年間、こういうことは初めてで非常に戸惑われています。記者の皆さんは、逆にニュース性があって非常にいいと思われるかもしれませんが。今までは新幹線の整備について反対ということは絶対になかったのでみんな戸惑いがあります」と。

記者さんが、「しかし、もう概算要求までは無理じゃないですかね、時間的に。そうなった場合、12月になるんですよ」と。それに対して知事さんが、「概算要求までに沿線自治体との話がつかなかったら、来年度の予算はつかないかとも思います」。

「もう来年度予算はつかないということですか」と記者さんが尋ねられて、知事は「そうなる可能性が強いのではないかと思います。ことしの予算を下回れば、新幹線自体が実現しないことになると思われます。私は事務的なことはよくわかりませんが、一般的に考えると、そのように思われます」。

「予算を積み残すということはどうなのでしょう」と。ここで、県の地域振興部政策監という人が補足説明しておられますが、「一般的に言われていますのは、平成17年度予算の

執行のめどが立っていないものを平成18年度で予算要求することは普通ではあり得ないということです」と。

記者さんが、「じゃあ、もっとプッシュしないといけないわけですね」と聞かれて、知事さんは、「私の立場でお願いするしかありません。佐賀県の古川知事も行政も一生懸命やっただけです。一生懸命になっても、相手があることですから非常に難しい部分があります。私が直接行って相手と話すことはできません」と。

「九州知事会の会長として何かやるとかないですか」と、「九州知事会の会長だからといって、その肩書きを利用してお願いすることはできません。これでは我田引水になってしまいます」と。

こういう記者さんと知事さんの質問、答弁があつております。

常識的な線ではこういうふうなことだろうと思いますが、政治の力がここでどういうふうに進んでいくか。ただ、全体が常識な線というふうに進んでいる中で、例えば、これが10年前ならまだ違います。足して2で割るような解決の仕方も、そのあたりまでは平気で行われていたわけですが、もう21世紀になって、特に公共事業に対する非常に厳しい国民、納税者に目が注がれている中で、あるいはまた財務省とここで御指摘があるように、財務省という存在が頑としてある中で、早々どうにかなるかという気もいたしますが、いずれにしろ、我々は100%こうだと言うことはできませんが、我々期成会の方針どおりやっていきたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

本当に情勢が急転してきているなという気がします。先ほどどういう形、口答か文書かということですが、はっきりやっぱり鉄道局としては文書でのというのがありますから、口答でということになれば知事の段階でどういうことになるかわかりませんから、そこはやっぱり鉄道局が言うような形を、そういう時期になれば私はとるべきだと思います。

もちろん、私も来月は鉄道局に行って、さらに念押しをしてきたいと思っておりますが、もう、あと一押しだと思います。お互いに頑張るときじゃないかと思っております。

次、お尋ねします。これも先ほど徳村議員がお尋ねになりましたが、ハイブリッド街路灯設置事業ということで、今の御答弁では7カ所11本ということでお答えいただきましたね。私はどういうのかはわかりませんのでお尋ねしますが、7カ所ということで箇所的に見れば、単純に7で割ると2,700千円、計算違いじゃないでしょう、二七、十四、七七、四十九ということになりますが、私たちは街路灯というと普通にその辺についている街路灯を思い浮かべるわけですが、金額的に見て非常に高度なものだと思っておりますが、果たしていかなものなんでしょうか、もう少し詳しく御説明ください。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

お答えをいたします。

ハイブリッド灯につきましては、大体、先ほど 2,700千円とおっしゃいましたけれども、11で割りますと 1,700千円、11基ですから 1 基当たりは 1,718千円ぐらいになろうかと思っております。それで、どういうものかということですが、これは太陽光と風力を利用して、外灯の中に蓄電池がありますので、そこに蓄電をして、それを夜間に照明として活用していくというものであります。ですから、太陽光が十分でないときでも、風力があればある程度はできるという形で、その二つのエネルギー源をもととした街灯であります。

ですから、具体的には設置する場合には通常の街灯みたいに配電、ああいった装置は要らないと、そこに設置するだけでいいということですね。大体単価として 1 基当たり百二、三十万、状況ではするようでございます。それで、あとはその設置の工事代を含めて 1 基当たり 1,710千円ぐらいになるということでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

わかりました。今までの感覚で見ますから非常に高いなあと思っていましたが、もう 1 点そのことを、じゃあ、後の維持管理費なんていうのはどうなっていくんですか。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

後の維持管理ということですが、先ほど申しましたように、配電等は特にございませんので、電気料の支払いとかなんとかは特に必要ございませんが、大体特に故障が来ない以上、10千円か20千円ぐらいの維持費ぐらいで済むんじゃないかなということです。（発言する者あり） 1 基当たり（「年間」と呼ぶ者あり）年間。

○議長（小池幸照君）

5 番橋爪敏君。

○5 番（橋爪 敏君）

5 番橋爪です。

ただいま 2 名の方が質問されましたが、私も関連して簡単な質問をしたいと思いますが、まず、ここに長崎本線存続期成会の負担金が 5,000千円計上されておりますが、この前も佐賀市長さんあたりも含めて研究会をつくられておりますが、その予算もこれ含まれておるのかどうかお伺いします。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

お答えをいたします。

今回補正をいたしますのは、あくまでもＪＲの存続期成会に出資、出資というんですか、支出をする負担金でありまして、研究会の分の予算は一切入っておりません。

○議長（小池幸照君）

５番橋爪敏君。

○５番（橋爪 敏君）

それでは、この期成会、今一生懸命県との協議が行われておりますが、研究会の開催との関連性はどんなふうに位置づけておられるかお伺いします。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

組織としては全く別とさせていただいて結構だと思います。

別ですけれども、大まかな方向性というのは一緒だと。存続期成会は長崎本線の存続を図るということを主眼に置いております。新幹線問題、長崎ルート問題研究会は長崎ルートの是非論に主眼を置いていると、言葉で言えばそういうふうに関心を持っていただいておって結構だと思います。

○議長（小池幸照君）

５番橋爪敏君。

○５番（橋爪 敏君）

わかりました。それでここに５,０００千円鹿島で今度計上されておりますが、太良町は１,０００千円計上されているということを聞いておりますが、江北町さんとか、その辺のどういう形で予算を各期成会は、市町村は決められたかお伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

お答えをいたします。

５,０００千円と太良町の１,０００千円との根拠といいますか、そのことだと思いますけれども、従来からこのＪＲ存続期成会というのはありましたですね、平成４年ぐらいに立ち上げておりますけれども、そのあたりから大体そのあたりの負担金等を見てみますと、大体５対１ぐらいの割合でずっと負担金をお願いしたり、そういったものをしてきているわけですね、一時金の支出の場合もですね。ですから、それを一応参考にして今回も決めております。

○議長（小池幸照君）

5 番橋爪敏君。

○5 番（橋爪 敏君）

そしたら、江北町さんも 1,000 千円ということになるわけですかね。——はい、わかりました。

それでは、先ほど 2 名の方から質問があったわけで、このハイブリッド街路灯、これを中木庭ダムの周辺にもつけていただくということですが、中木庭ダム周辺には何基つけていただく予定になっておりましたでしょうか。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

お答えをいたします。

申請時点では、たしか 7 カ所の 11 基ということで申請をいたしておりまして、中木庭ダム周辺付近にはまず 1 基という形で予定をしております。ただ、これが今後この予算を通していただけますと、入札をいたしますですね。そして、入札をいたしまして、かなり入札減あたりが出てくると、もう少し基数もふやすことができるのではないかというふうに考えておりますので、この補助金はある程度緩やかな補助金でしたので、入札減が出た場合に返還しなくちゃいけないと、そういうことはないようですので、そこらあたりを様子を見ながら対応をしていきたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

5 番橋爪敏君。

○5 番（橋爪 敏君）

最後にいたしますけれども、今中木庭ダム周辺は 1 基ということで説明がありましたが、18 年度には国道も正式に開通するだろうと思いますが、それから今現在はつけかえ国道になっておりますが、あの周辺を見ますと、今ほとんど夜は真っ暗ですもんね、それで、防犯灯になりますと負担、維持管理費を今度は部落が出さなきゃいかんということで、特に中木庭あたりはもう 9 戸じゃいしかなかぎ、これは維持管理が大変ということですが、ちょっと今のところ国道が開通すれば、あの辺の街路灯になりますかどうか、その辺の計画は何か考えておられるのか、お伺いをして終わります。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

お答えをいたします。

ちょっとお尋ねいたしますけれども、そのハイブリッド灯をその外灯のかわりに設置する

かという意味ですか。（「結局、防犯灯は個人負担、部落負担が結局大きいですね……」と呼ぶ者あり）

基本的に今回のこのハイブリッド灯につきましては、一つは宝くじの普及宣伝というのが大きな目的があるわけですね。ですから、できるだけ目に触れる機会の多い施設とか設備とか車両等、そういった事業が対象であるということです。人通りが少ないというんですかね、そういった寂しいところとか、そういうところには原則としてはできないんじゃないかなと思っております。

そういうことで、外灯がわりになるかどうかは、ちょっと難しいんじゃないかとは思っております。

○議長（小池幸照君）

5 番橋爪敏君。

○5 番（橋爪 敏君）

そしたら、今の答弁わかりましたが、とにかく、今度国道が開通すれば、今一番あの辺が暗いわけですね。そういうことで、今後防犯灯に設置するにしても、9 戸じゃいしかなない部落の負担が非常に大変だということを区長さんいつも言われますから、その辺も十分今後ダム事務所あたりとの検討もしていただいて、やっぱりあの国道が、とにかく本城一中木庭一平谷間が一番暗いわけですから、その辺もよろしく願いして終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。3 番福井正君。

○3 番（福井 正君）

3 番福井でございます。私も徳村議員と松尾議員と橋爪議員の3 人質問されたものですから聞くことがないかなと思っていましたけれども、いわゆるハイブリッドの件について御質問いたします。

ちょっと技術的なことですので答えがなかったらしょうがないですけども、まずこの最大の発電能力がどれくらい、何ワットくらいでございましょうか。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

ちょっと申しわけございませんけど、ちょっとここにはそのあたりまでの詳しいあれは決定しておりませんので、ちょっとお答えできません。もしわかれば後でお答えをいたします。

○議長（小池幸照君）

3 番福井正君。

○3番（福井 正君）

なぜ発電能力を聞いたかといいますと、今いわゆる売電ができるんですね。電気は発電所に売ることができるんですよ。ですから、いわゆる照明のワット数がどれくらいかわかりませんけれども、その余剰電力というのが出た場合、先ほど蓄電器に蓄電するとおっしゃっていましたが、問題は蓄電能力を超えたときの対応というのが当然必要になってくるんですね。というのは、オーバーするとこれはどうしようもない状態になりますから、だから、そのとき、一つが売電をする考えがあらわれるのか。それから、能力を超えた発電をしたときの対応がどうなっているのか、その2点について質問いたします。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

基本的には、売電というところまでは考えておりません。もちろん、箇所によっては二、三基つくところもあると思いますけれども、大体1基が主体ですので、その1基当たりの売電料といってもごくわずかなものだと思っていますので、そこまでは考えておりません。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

確かに1基当たりでは大した出力はないと思いますけれども、11基ありますので、11基分は、ただ場所がちょっとあちこち分かれていますから非常にやりにくいことだと思いますけど。というのは、初めて鹿島でこういうハイブリッド型の発電を企画されているわけですので、将来のやっぱり鹿島市の財政にどれくらい寄与するかというのは、大した金額じゃないかわかりませんが、少なくとも電気を買わなくていい、ひょっとしたら売ることができるかわからんということも考慮していただきたいなということで質問しています。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

お答えをいたします。

確かに議員おっしゃるとおり、売電できたらある程度の歳入の増につながる部分もあるかと思います。ただ、先ほど言いましたように、それが1カ所に例えば11基がまとまっているということであればいいんですけど、それはまずあちこちにばらついているわけですね。そしてまた、売電するとなると、今度はそこに配線をせんといかんと思うんですよ、九電まで行く。ですから、そういった設備等を考えると、逆にちょっと難しいんじゃないかなという面も思っております。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、橋爪議員のさっきの御質問にちょっと補足しますが、この事業はどちらかといいますと防犯灯の意味合いももちろん結果的には出ますが、どちらかというとな新しいエネルギーでやると、ハイブリッドですからエネルギー源が二つ以上のものをハイブリッドと言うわけでありましたが、風力と太陽熱ですか、太陽光、そっちの方に重きを置いた事業です。

そしてまた、鹿島市では今新エネルギーのビジョンを策定しております。できるだけ二酸化炭素を出さない、何か物を燃焼させないで済む、つまり環境に優しいエネルギー源をということになりますと、やっぱりそこそこの風土があります、気候風土がですね。それに合ったものをとということで、鹿島市には何が一番合うかという、こういうふうなものの一連の流れの中の一つだというふうな位置づけもできようかというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

3 番福井正君。

○3 番（福井 正君）

これは最後になりますけれども、ハイブリッドですから、太陽光と風力ですね。太陽光はさほど問題ないと思うんですけれども、風力で一番問題になるのが実は音なんです。音で回転するときの騒音がかなりあるのと、最近は改良されてかなり音も少なくなっているというふうに聞いていますけれども、そこら辺の調査はなさっていますか。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

風力の場合もそういった音関係はどうかということでもありますけれども、具体的な一つの事例として、あそこの福富町のところのあれ、ふれあい館というんですかね、あそこは。あそこの方に、今回私たちが予定しておりますそういったハイブリッド灯じゃないですけれども、ハイブリッド灯が1基設置してあります。あそこに実際私も行ったことがあるんですけれども、風力施設というのがごく小さなものですから、音がうるさいとか、そういった問題はないかなと思っております。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

1 番徳村です。済みません、先ほどのJRのことについて、あと1点だけお伺いします。

ちょっと調べておりましたら、期成会のホームページで1,000千円というふうに用途がなっておるみたいでございしますが、このホームページをつくるのに1,000千円もかかるのかど

うかというちょっと疑問があったんで御質問したんですが。我々だったら日当と材料費もらえばできるぐらいの感覚だろうと思いますけど、これに 1,000 千円もかかるというのはどんなホームページなんだろうと思ひまして。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

まず、鹿島市のホームページは、議会の本会議でもお答えいたしましたように、職員が手づくりしておりますですね。そういうことで今回はもう早急なことということで、まず業者の方をお願いをしたいということにしております。そして、その参考といたしましたのは、合併事務局がホームページを合併事務局として、あるいは協議会としてホームページを立ち上げたわけですね。その参考にいたしまして、大体あそこが立ち上げで 300 千円ぐらいかかったと。それから、あと維持費として、そのホームページの内容、量によるかと思ひますけれども、大体五、六万の毎月の維持費がかかったということで、それあたりを参考にしながら、ですから 1,000 千円絶対要ということじゃなくて、1,000 千円ぐらいあれば大丈夫かなと、そういう予算の立て方でございます。

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第35号 平成17年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第35号は提案のとおり可決されました。

日程第7 請願第1号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第7. 請願第1号 「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」請願書の審議に入ります。

6月21日の本会議において、産業建設委員会に付託されました請願第1号「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」請願書について、産業建設委員会の審査の結果はお手元に配付いたしております委員会審査報告書の写しのとおりであります。

平成17年 6 月22日

鹿島市議会議長 小 池 幸 照 様

産業建設委員会

委員長 中 村 雄 一 郎

産 業 建 設 委 員 会 審 査 報 告 書

平成17年 6 月21日の本会議において付託されたました請願第 1 号 「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、B S E の万全な対策を求める」請願書については、6 月22日に委員会において審査の結果、採択すべきものと決しました。

以上、会議規則第 130条の規定により報告します。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。産業建設委員長中村雄一郎君。

○産業建設委員長（中村雄一郎君）

6 月21日の本会議において付託をされました請願第 1 号 「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、B S E の万全な対策を求める」請願書について、6 月22日に委員会を開催いたしました。

請願者、「食とみどり、水を守る佐賀県民会議」武雄地区会議の橋本氏及び紹介議員の寺山議員から請願内容の趣旨について説明を受け、直ちに質疑に入りました。

質疑といたしましては、県内のこの請願に対する動向等の質問がございましたが、その後慎重に審査をした結果、全会一致で採択すべきものと決定をいたしました。

以上、会議規則第 130条の規定により報告をいたします。

以上です。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。請願第 1 号 「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、B S E の万全な対策を求める」請願書に対する委員長報告は採択であります。請願第 1 号は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、請願第1号は採択とすることに決しました。

日程第8 請願第2号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第8．請願第2号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書の審議に入ります。

6月21日の本会議において、文教厚生委員会に付託されました、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書について、文教厚生委員会の審査の結果はお手元に配付いたしております委員会審査報告書の写しのとおりであります。

平成17年6月22日

鹿島市議会議長 小 池 幸 照 様

文教厚生委員会

委員長 森 田 峰 敏

文 教 厚 生 委 員 会 審 査 報 告 書

平成17年6月21日の本会議において付託されました請願第2号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書については、6月22日の委員会において審査の結果、採択すべきものと決定しました。

以上、会議規則第130条の規定により報告します。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。文教厚生委員長森田峰敏君。

○文教厚生委員長（森田峰敏君）

文教厚生委員会審査報告書です。

平成17年6月21日の本会議において付託されました請願第2号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書については、6月22日の委員会において審査の結果、採択すべきものと決定しました。

以上、会議規則第130条の規定により報告いたします。

○議長（小池幸照君）

委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。請願第2号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書に対する委員長報告は採択であります。請願第2号は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、請願第2号は採択とすることに決しました。

日程第9 交通体系等特別委員会の中間報告

○議長（小池幸照君）

次に、日程第9. 交通体系等特別委員会の中間報告であります。

交通体系等特別委員会に付託されているJR長崎本線、国道207号整備、有明海沿岸道路、多良岳地区広域農道等の建設及び活用に関する諸問題の調査研究の件について、同委員会から報告を行いたいとの申し出がありましたので、この際報告を許可します。交通体系等特別委員長青木幸平君。

○交通体系等特別委員長（青木幸平君）

交通体系等特別委員会の中間報告を申し上げます。

交通体系等特別委員会は、平成15年6月に設置されて以来、当面する本市の交通問題である①長崎新幹線建設計画に伴う長崎本線存続問題、②国道207号線バイパス問題、③有明海沿岸道路整備区間の問題、④広域営農団地農道整備問題に絞って調査研究を進めてきた。

いずれにしても、当市だけで解決できる問題ではないが、当委員会に付託された「高速交通体系の早急な整備条件の調査研究」を主体に調査した。

15年9月、担当課よりの説明を受け、現地視察。

肥前鹿島駅よりJR普通列車を利用して多良駅まで行き、広域農道・太良1号トンネルの掘削現場を視察。1期地区・2期地区・5期地区（新方、母ヶ浦、未整備地区）の視察。

207号バイパス、15年12月、2車線開通地区現地視察。

有明海沿岸道路は書類説明。

16年1月、行政視察をいたしまして、現代社会における高速交通「高速道路・航空」等をいかに身近に取り入れるかということ。すなわち、高速道路・空港へのアクセスを整備することである。鹿島市の交通体系は207号バイパスの4車線化を早期に実現化するなど、財政の厳しい中での事業促進を図ることだと考えられる。

まず、現実には長崎本線の存続の問題があり、沿岸道路の福富～鹿島までの整備区間への採択であり、鹿島、武雄、伊万里への498号線の拡充であろうと考えられる。

以上の基本的な認識のもと、九州新幹線開通を16年3月に控え、今までの鹿児島本線が在

来線となる肥薩線、その中でも、新幹線の直接的なメリットを受けず、鹿島市と同じ立場になる阿久根市、有明海沿岸道路の基点となり、既に着工して工事が進められている大牟田市、また東九州高速道路工事が進められている津久見市を視察した。

16年度3月、整備新幹線の取扱に関する要望書を検討。鹿島市議会ですること決定。佐賀県と県議会へ議会より提出をしております。

8月には、4月1日から6月30日の間、肥薩おれんじ鉄道の営業状況を、阿久根市に再度視察をしております。

肥薩おれんじ鉄道は3月開業、まだ半年もたっていないが、現地の生の声を聞くと同時に、新幹線と並行在来線が採算的に成り立つのか、乗客数の推移はどうかなど、昨年に続いて検討をしております。

従業員数は104人中、JR出向が86人。そのJR出向者の給料80%をJRより支給されております。そして、この補助が10カ年で、1人当たり約2,500千円というふうに説明を受けました。

そして、通勤・通学の定期売り上げの収入は101.9%であったけれども、定期以外の売り上げ収入は、イベントなどを含めても75.5%。学生は減らなかったが、一般の通勤や旅行の新幹線利用が多くなった。

今回30%値上げしたが、これ以上の値上げはバスとの競合、新幹線利用などが多くなり難しい。

熊本までの直接乗り入れとか、新幹線八代駅までの直接乗り入れなど、接続をよくする努力が必要と言われていた。

観光路線としての使命感と同時に、生活路線として定着させたい。駅舎改修した場合の権利関係が明確になされていない。改修費の一部補助なども行政に検討してもらいたい。新幹線とのスムーズな接続に努めてもらいたい等、行政・JRに対する要望を持っておられるようである。

在来線ということで第三セクター化したが、JRとの連携がうまくできていないようである。

JRは、貨物専用線の使用料をおれんじ鉄道に年間1億円の使用料を払っている。

熊本・鹿児島県の出資が80%を占めるが、10年後には赤字経営が脱却できなかったとき、両県並びに沿線自治体がいつまで補てんしてくれるかわからないなどの不安材料を抱えている。

もし、鹿島－諫早間が第3セクター化した場合、貨物路線の収入はゼロ、おれんじ鉄道に比べて観光地が少ない上、通勤通学がほとんどとなり、第3セクターの維持は困難と考えられる。

17年4月、現地視察。広域農道太良第一トンネルを視察。これは貫通しております。

工事費166,6000千円。取り付け道路、橋梁が未完成。平成22年度完工予定。

207号線4車線、片側2車線。この工事はJ A 竜王支所近くの室島交差点までの事業で平成22年度完工予定。J R 長崎本線竜王高架事業も22年完成を目指して用地買収中とのことであり、有明海沿岸道路福富～鹿島間も17年度整備区間に昇格。

古川知事は16年12月、並行在来線の経営分離に同意した。さらに実際の新幹線着工には、全沿線自治体の同意を取り付ける必要があるため、国の概算要求が締め切られる8月末の同意を目指していると思われる。

一方、長崎本線存続期成会から、白石、塩田の二町が離脱し、残り鹿島市、江北町、太良町の一市二町となった。

国家財政・地方財政ともに厳しい中、いかに国のプロジェクトといえども、効率の悪い投資を進めてよいのか疑問である。

平成17年3月10日の参議院国土交通委員会において、整備新幹線の新規着工の際には、沿線自治体全体の同意を得た上で、工事実施計画の認可を行い、着工するということが基本であると、国土交通大臣の答弁がなされた。つまり、一つでも同意がなければ着工できないと確認がなされた。

今後とも、市民の皆様方の御理解と御協力のもと、唯一の高速交通機関であるJ R 長崎本線を存続していくため、後世に悔いを残さないよう取り組みを進めていく。

平成17年6月24日。交通体系等特別委員会委員長・青木幸平、副委員長・寺山富子、委員・徳村博紀、同じく福井正、同じく水頭喜弘、同じく山口瑞枝、同じく中村雄一郎、同じく岩吉泰彦、同じく吉田正明、同じく松尾征子。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

ただいまの報告について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑はないようですから、以上で交通体系等特別委員会の中間報告を終わります。

日程第10 ダム対策特別委員会の中間報告

○議長（小池幸照君）

次に、日程第10. ダム対策特別委員会の中間報告であります。

ダム対策特別委員会に付託されている中木庭ダム関連施設の建設及び中木庭ダム周辺の整備、湖面、湖水の利用に関する諸問題の調査研究の件について、同委員会から報告を行いたいとの申し出がありましたので、この際報告を許可します。ダム対策特別委員長中島邦保君。

○ダム対策特別委員長（中島邦保君）

それでは、ダム対策特別委員会の中間報告をいたします。

平成16年6月1日に、中木庭ダム工事現場において、工事の無事完成を願い定礎式が行われました。1年経過後も無事故、無災害でダム建設が順調に進んでおり、進捗率は5月末現在で78%になっております。

平成16年8月23日には、ダム対策特別委員会を開催しました。

これは、平成14年度に策定されたダム周辺整備基本計画に基づいて、実施計画が進められておりましたが、施設の一部変更がありましたので、佐賀県西部地区ダム事務所からも出席をいただいて説明を受けたところであります。

委員からは、樹種の選定について、湖面の利用方法について、維持管理費の負担割合についてなどの質問がなされ、西部ダム事務所や市から答弁がっております。

次に、平成16年11月17日から19日まで、香川県さぬき市にある県営門入ダムと、愛媛県西予市にある国営野村ダムの視察研修を行いました。

門入ダムは、津田川総合開発事業として、洪水調節、流水の正常な機能の維持、寒川町の水道用水の補給を目的として、高さ47.3メートル、総貯水量 290万立方メートルの規模で1999年に完成しております。寒川町の市街地から直線で3キロメートルと人々の生活の場から身近な場所にあり、ダム貯水池の周辺には温泉や展望広場、水辺公園、キャンプサイト、屋内ゲートボール場などの施設が整備されております。

昨年10月20日に四国を襲った台風23号で、ダム上流に発生した土石流で住民1人のとうとい命を奪われ家屋は土砂で埋没しておりました。周辺の公園施設も同様に土砂で埋没し、周辺整備の状況を調査することは困難でした。

ダムを管理している長尾土木事務所の担当係長は、今回発生した土石流をこのダムでせきとめられたことは意義深い。もしこのダムがなかったならば、下流域に甚大な被害を及ぼしていたであろう、このことで流域住民は改めてダムの必要性を認識し、感謝されたことが大変うれしいと感想を述べておられました。

委員からは、水質の悪化による上水道への影響について、下流域からの苦情について、年間の維持管理費についてなどの質問がありました。

国営野村ダムは肱川上流に洪水調節と利水補給を目的として、四国地方建設局、現在の四国地方整備局が昭和49年に工事を開始し、昭和57年11月に完成しております。

かんがい用水として宇和島市、八幡浜市など、2市7町のミカン畑約 7,200ヘクタールに年間最大 2,780万立方メートルのかんがい用水を補給し、また、宇和島市、八幡浜市など2市8町に日最大42,300立方メートルの水道用水を供給しています。

周辺整備は、ダム完成後、平成2年から平成3年度にふるさとづくり特別対策事業を中心として、人工芝ゲレンデやマウンテンバイク、遊具などを配置したわんぱくランドやキャンプ場の整備がされております。また、平成9年度から農村資源活用農業構造改善事業で、農産加工所やレストランを備えた農業公園ほわいとファームが整備され、地域振興センターは

わいとファームが運営をしていましたが、平成15年度決算では 8,000千円の営業赤字があり、市の一般会計から補てんされております。

また、野村町は養蚕業が盛んであったことから、平成5年度にはシルク博物館を新農村地域定住促進対策事業で整備されていますが、平成13年度実績で年間入館者が 5,635名にとどまっており、ほわいとファームと同様な運営状況にありました。

委員からは施設の運営状況について、かんがい用水の料金徴収方法について、水質悪化の防止策についてなどの質問がありました。

平成17年4月19日に特別委員会を開催し、まずダム の 現地視察を行い、その後地元能古見地区に組織されているダム周辺利活用検討委員会の代表者と周辺整備について意見の交換を行いました。当初は3月中旬に開催予定をしていましたが、県と日程調整に手間取りまして、4月にずれ込んで開催になりました。

委員からは、当初計画変更による地元との合意形成について、維持管理費のかからない樹種の選定について、記念植樹の実施方法について、湖面のライトアップについて、丸木庭広場の利用方法についてなどの質問や意見が出されました。

今後とも、ダム周辺利活用検討委員会の代表者の方々と周辺整備については特別委員会と一緒に取り組んでまいります。

平成17年6月24日。ダム対策特別委員会委員長・中島邦保、副委員長・橋爪敏、委員・伊東茂、同じく橋川宏彰、同じく森田峰敏、同じく北原慎也、同じく井手常道、同じく中村清、同じく谷口良隆、同じく谷川清太。

以上でダム対策特別委員会 の 中間報告を終わります。

○議長（小池幸照君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑はないようですから、以上でダム対策特別委員会 の 中間報告を終わります。

ここで3番議員福井議員の質問に対する答弁をしたいということで申し出がっておりますので、これを許したいと思います。北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

先ほど福井議員の方からハイブリッド灯の能力についてのちょっと御質問がありましたので、わかった分でちょっとお答えをしたいと思います。

また、私の課の方でも具体的にこの機種でいこうとか、そういった選定はございませんで、現在パンフレット等を徴集して、その検討をしているところでございます。そういうことで一つのパンフレットを例にして申し上げますと、例えば一番性能が悪い分野で、蛍光灯15ワットで7時間、それで、蓄電容量が60アンペア、そして一番いいタイプが蛍光灯30ワットで

15時間、そしてその蓄電容量は 300アンペアですね。それくらいが今現在のところの能力のようです。この分野におきましては今非常に注目されている分野ですので、いろんな開発が進められているようですが、最近では、蛍光ダイオード、そういったものを採用したものも開発されたというようなことを聞いておりますが、このあたりをもう少しじっくり調査しながら、どの機種を採用するかは今後決めていきたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

しばらくお待ちください。

ここであらかじめ御相談ですけれども、ちょっと昼休み時間に食い込みますが、続けてよろしゅうございますか。あと意見書の部分だけです。――では、続けさせていただきます。

お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、中村雄一郎君外 6 名から意見書第 5 号 米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、B S E の万全な対策を求める意見書（案）、森田峰敏君外 6 名から意見書第 6 号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書（案）、中西裕司君外 20 名から意見書第 7 号 地方議会制度の充実強化に関する意見書（案）及び意見書第 8 号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書（案）、中村雄一郎君外 6 名から意見書第 9 号 道路特定財源の確保に関する意見書（案）が提出されましたので、この際これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、意見書第 5 号から意見書第 9 号までの 5 件は日程に追加し、議題とすることに決しました。

お諮りいたします。意見書第 5 号から意見書第 9 号までの 5 件は、会議規則第 36 条第 2 項の規定により提案理由の説明及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、意見書第 5 号から意見書第 9 号までの 5 件は、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決しました。

日程第11 意見書第 5 号

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第 11. 意見書第 5 号 米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、B S E の万全な対策を求める意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して意見書（案）の朗読を求めます。11 番寺山富子君。

○11 番（寺山富子君）

意見書第5号 米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書（案）、読み上げて提案にかえていきます。

意見書第5号

米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書（案）

国内でBSE（牛海綿状脳症）感染牛が確認されて以来、政府は、と畜されるすべての牛の検査及び特定危険部位の除去、飼料規制の徹底等を行い、牛肉に対する信頼回復に努めてきた。また、2003年に米国でBSEの発生が確認されてからは、米国産の牛肉及び牛肉加工品の輸入を禁止してきた。

ところが、食品安全委員会は、20ヶ月齢以下の牛を全頭検査の対象から除外することを答申、政府としてもBSEの新たな対策を決定して施行することになり、米国産牛肉等の輸入再開に向けた動きが加速していくことが想定される。

しかし、国内でも変異型クロイツフェルト・ヤコブ病を原因とする死者が発生するなど、依然としてBSEに対する国民の不安は続いている。BSEはその発生原因も科学的に十分解明されておらず、そうした中での全頭検査の見直しや米国産牛肉等の輸入再開は、消費者の不安を増大させるものである。

しかも、米国産牛肉は、検査体制や特定危険部位の除去、飼料規制、生産・流通履歴が不明確であるなど、日本に比べて不十分な対策のままとなっており、日本が求めている汚染状況等の情報開示にも非協力的である。

このようなことから、米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対するとともに、引き続き、BSE問題への万全な対策を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

- 1 米国産の牛肉等に対するBSE対策については、以下のような問題点があることから、拙速な輸入再開を行わないよう求める。
 - (1) 米国ではと畜される牛で、BSE検査を行っているのは全体の1%以下にしか過ぎないこと。
 - (2) 生産・流通履歴をたどるトレーサビリティ制度が整っていないため、月齢の判定が正確にできず、現在、検討されている目視による骨化や肉質の状況での月齢判定は誤差を生じさせること。
 - (3) 特定危険部位の除去では、日本はすべての月齢の牛の脳などの危険部位を除去し、焼却処分を行っているのに対し、米国は30ヶ月齢以上の牛に限られていること。
 - (4) 米国では除去された特定危険部位は処分されず、肉骨粉の原料とされ、豚や鶏の飼料として流通している。このため、飼料の製造段階での混入・交差汚染や、使用時に誤っ

て牛に与える危険性があること。

- 2 国内のBSE対策については、特定危険部位の除去に関する監視体制の構築、牛をと畜する際のピッシングの廃止、飼料対策を含めた対策強化がこれから実施される予定であり、全頭検査の見直しはこれらの一連の対策の実効性が確認された後に検討されるべきである。さらに、検査緩和を行うと、若齢牛での検査ができずに、検査感度を改良する技術開発にも支障が出てくることが予想される。そのため、上記の対策を万全に実施するとともに、各自治体で行う全頭検査に対して、財政措置を継続するよう求める。

平成17年6月24日

佐賀県鹿島市議会

内閣総理大臣 小泉純一郎様
厚生労働大臣 尾辻秀久様
農林水産大臣 島村宜伸様
食品安全担当大臣 棚橋泰文様

以上、意見書（案）を提出する。

平成17年6月24日

提出者	鹿島市議会議員	中村雄一郎
	〃	寺山富子
	〃	徳村博紀
	〃	岩吉泰彦
	〃	青木幸平
	〃	中村清
	〃	中島邦保

鹿島市議会議長 小池幸照様

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。意見書第5号 米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、意見書第5号は提案のとおり可決されました。

日程第12 意見書第6号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第12. 意見書第6号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して意見書（案）の朗読を求めます。5番議員橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

意見書第6号

「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書（案）

1985年度国家予算編成期より、毎年、見直し・削減の俎上に登ってきた「義務教育費国庫負担制度」については、多くの地方議会からの声に2005年度国家予算においても制度の根幹は堅持された。

しかし、2005年度秋、中央教育審議会の結論がでるまでの2005年度予算については、暫定措置として4,250億円削減し、税源移譲予定金とすることになっている。

周知のとおり、義務教育費国庫負担制度は、憲法・教育基本法で保障する「義務教育費無償の原則」や「教育の機会均等・水準の維持向上」を具体化する現行教育制度の重要な根幹をなす制度として、人材育成には不可欠のものである。

税源移譲策としての義務教育費国庫負担金一般財源化は、地方分権確立よりも財政状況の差を教育の面において顕在化させることを惹起しかねない。

教育の質的向上が望まれ、各地方自治体が独自の教育施策を実践している今日、義務教育費国庫負担制度の見直しは保護者・地域住民の望みに逆行すると共に、憲法が保障する「教育の機会均等・水準の維持向上」を阻害する要因となるものである。

よって、本議会は政府に対し「義務教育費国庫負担制度」の本来の趣旨に則り、本制度の堅持を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月24日

佐賀県鹿島市議会

内閣総理大臣 小泉 純一郎 様

財 務 大 臣 谷 垣 禎 一 様
総 務 大 臣 麻 生 太 郎 様
文 部 科 学 大 臣 中 山 成 彬 様

以上、意見書（案）を提出する。

平成17年 6 月24日

提出者	鹿島市議会議員	森 田 峰 敏
	〃	橋 爪 敏
	〃	福 井 正
	〃	井 手 常 道
	〃	吉 田 正 明
	〃	松 尾 征 子
	〃	中 西 裕 司

鹿市議会議長 小 池 幸 照 様

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。意見書第 6 号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、意見書第 6 号は提案のとおり可決されました。

日程第13 意見書第 7 号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第13. 意見書第 7 号 地方議会制度の充実強化に関する意見書（案）について審議に入ります。

提出者を代表して意見書（案）の朗読を求めます。8 番議員橋川宏彰君。

意見書第 7 号

地方議会制度の充実強化に関する意見書（案）

平成 5 年の衆参両議院における地方分権推進決議以降、地方分権一括法の施行や市町村合併に伴う地方自治にかかる地勢図の変化など、地方議会を取り巻く環境は、近時大きく変化してきている。

また、今日、三位一体の改革などが進められる中で、税財政面での自己決定権が強まれば、それに伴い議会の執行機関に対する監視機能を強化し、自ら住民のための政策を発信していかなければならないのは必然である。

このような中、二元代表制の下での地方議会の役割は一層その重要性を増していることから、住民自治の代表機関である議会の機能の更なる充実と、その活性化を図ることが強く求められている。一方、各議会においては、自らの議会改革等を積極的に行っているところであるが、これらの環境に対応した議会の機能を十分発揮するためには、解決すべき様々な制度的課題がある。

こうした課題は、現行の地方自治法が制定後 60 年経過し、「議会と首長との関係」等にかかわる状況が変化しているにもかかわらず、ほとんど見直されておらず、議会にかかる制度が実態にそぐわなくなっていることから、議会制度全般にわたる見直しが急務である。

21 世紀における地方自治制度を考えると、住民自治の合議体である「議会」が自主性・自立性を発揮してはじめて「地方自治の本旨」は実現するものであり、時代の趨勢に対応した議会改革なくして地方分権改革は完結しないと考える。

よって国におかれては、現在、第 28 次地方制度調査会において「議会のあり方」を審議項目として取り上げ、活発な審議が行われているところであるが、地方議会制度の規制緩和・弾力化はもとより、①議長に議会招集権を付与すること、②委員会にも議案提出権を認めること、③議会に附属機関の設置を可能とすることなど、地方議会の機能強化及びその活性化のため、抜本的な制度改正が図られるよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 17 年 6 月 24 日

佐賀県鹿島市議会

衆 議 院 議 長 河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長 扇 千 景 様
内 閣 総 理 大 臣 小 泉 純一郎 様
総 務 大 臣 麻 生 太 郎 様

以上、意見書（案）を提出する。

平成17年 6 月24日

提出者

鹿島市議会議員 中 西 裕 司
〃 徳 村 博 紀
〃 伊 東 茂
〃 福 井 正
〃 水 頭 喜 弘
〃 橋 爪 敏
〃 山 口 瑞 枝
〃 中 村 雄一郎
〃 橋 川 宏 彰
〃 森 田 峰 敏
〃 北 原 慎 也

鹿島市議会議員 寺 山 富 子
〃 岩 吉 泰 彦
〃 井 手 常 道
〃 青 木 幸 平
〃 中 村 清
〃 谷 口 良 隆
〃 中 島 邦 保
〃 吉 田 正 明
〃 谷 川 清 太
〃 松 尾 征 子

鹿島市議会議長 小 池 幸 照 様

○議長（小池幸照君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。意見書第7号 地方議会制度の充実強化に関する意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、意見書第7号は提案のとおり可決されました。

日程第14 意見書第8号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第14. 意見書第8号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書（案）について審議に入ります。

提出者を代表して意見書（案）の朗読を求めます。6番議員山口瑞枝君。

意見書第 8 号

地方六団体改革案の早期実現に関する意見書（案）

地方六団体は、「基本方針2004」に基づく政府からの要請により、昨年 8 月に、地方分権の理念に沿った三位一体の改革を実現すべく、地方六団体の総意として、その改革案を小泉内閣総理大臣に提出したところである。

しかしながら、昨年11月の「三位一体改革について」の政府・与党合意の税源移譲案は、その移譲額を平成16年度分を含め、概ね 3 兆円とし、その約 8 割を明示したものの、残りの約 2 割については、平成17年度中に検討を行い、結論を得るとし、多くの課題が先送りをされ、真の地方分権改革とは言えない状況にある。

よって、政府においては、平成 5 年の衆・参両院による地方分権推進に関する全会一致の国会決議をはじめ、地方分権一括法の施行といった国民の意思を改めて認識し、真の「三位一体改革」の実現を図るため、残された課題等について、地方六団体の提案を十分踏まえ、改革案の実現を強く求めるものである。

記

1. 地方六団体の改革案を踏まえた概ね 3 兆円規模の税源移譲を確実に実現すること。
2. 生活保護費負担金及び義務教育費国庫負担金等の個別事項の最終的な取り扱いは、「国と地方の協議の場」において協議・決定するとともに、国庫負担率の引き下げは絶対認められないこと。
3. 政府の改革案は、地方六団体の改革案の一部しか実現されておらず、地方六団体の改革案を優先して実施すること。
4. 地方六団体の改革案で示した平成19年度から21年度までの第 2 期改革案について政府の方針を早期に明示すること。
5. 地方交付税制度については、「基本方針2004」及び「政府・与党合意」に基づき、地方公共団体の財政運営に支障が生じないように、法定率分の引き上げを含み地方交付税総額を確実に確保するとともに、財源保障機能、財源調整機能を充実強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年 6 月 24 日

佐賀県鹿島市議会

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	扇 千 景 様
内 閣 総 理 大 臣	小 泉 純一郎 様
内 閣 官 房 長 官	細 田 博 之 様

郵政民営化・経済
財政政策担当大臣 竹 中 平 蔵 様
総 務 大 臣 麻 生 太 郎 様
財 務 大 臣 谷 垣 禎 一 様

以上、意見書（案）を提出する。

平成17年6月24日

提出者

鹿島市議会議員 中 西 裕 司
〃 徳 村 博 紀
〃 伊 東 茂
〃 福 井 正
〃 水 頭 喜 弘
〃 橋 爪 敏
〃 山 口 瑞 枝
〃 中 村 雄一郎
〃 橋 川 宏 彰
〃 森 田 峰 敏
〃 北 原 慎 也

鹿島市議会議員 寺 山 富 子
〃 岩 吉 泰 彦
〃 井 手 常 道
〃 青 木 幸 平
〃 中 村 清
〃 谷 口 良 隆
〃 中 島 邦 保
〃 吉 田 正 明
〃 谷 川 清 太
〃 松 尾 征 子

鹿島市議会議長 小 池 幸 照 様

以上です。

○議長（小池幸照君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。意見書第8号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、意見書第8号は提案のとおり可決されました。

日程第15 意見書第9号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第15. 意見書第9号 道路特定財源の確保に関する意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して意見書（案）の朗読を求めます。7番議員中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

意見書第9号

道路特定財源の確保に関する意見書（案）

鹿島市においては、厳しい財政状況の中特色と潤いのある地域社会の実現に向け、地域産業の振興や、少子・高齢社会に対応した福祉の充実など、さまざまな施策の推進に努めているところである。

人や物の移動のほとんどを自動車交通に依存している地方にとって、道路は地域の産業・経済活動や通勤通学などの日常生活を支える最も基礎的な社会資本であり、本市がめざす地域社会の実現には、その整備が不可欠である。

特に本市は経済的基盤整備強化のための広域的高規格道路網の整備促進について強く要望しており、より一層の道路整備を推進することが重要である。

現在、市内では3本の国道が改良促進中であり、また、市街地内道路については商店街活性化をめざして街路の整備を図り、道路構造の質的向上に努めている。

さらに、中山間地の道路をはじめ生活関連道路は、地域密着型の道路整備として、市民から極めて強い要望が寄せられている。

このような中、政府においては、平成17年度当初予算では、自動車重量税の一部を道路整備費以外に用途拡大し、本州四国連絡公団の債務処理やE T Cの普及促進、有料道路の多様で弾力的な料金設定に関する施策などに充当されているが、道路整備を緊急かつ計画的に進めるために、受益者負担の基本理念のもと課税される道路特定財源は、全額道路整備予算に充当されるべきであり、また、地方にとって道路網は最低限の生活を確保するための生命線であり、今後の計画的な整備を行うためには安定した財源を確保する必要がある。

については、このような地方の実状を十分理解され、道路利用者が負担している道路特定財源を他に転用することなく道路整備財源として確保していただくとともに、地方の道路整備財源を充実させることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月24日

佐賀県鹿島市議会

衆議院議長 河野洋平様
参議院議長 扇 千景様
内閣総理大臣 小泉純一郎様
総務大臣 麻生太郎様
財務大臣 谷垣禎一様
国土交通大臣 北側 一雄様

以上、意見書（案）を提出する。

平成17年6月24日

提出者	鹿島市議会議員	中 村 雄一郎
	〃	寺 山 富 子
	〃	徳 村 博 紀
	〃	岩 吉 泰 彦
	〃	青 木 幸 平
	〃	中 村 清
	〃	中 島 邦 保

鹿島市議会議長 小 池 幸 照 様

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま提案されました意見書（案）について反対の意見を述べたいと思います。

道路特定財源の確保については、これまでも私は反対の態度をとってきました。20数年前から日本共産党は、道路特定財源を一般財源化し、社会保障、福祉など生活密着型公共投資に使えるようにと、「国民のための財政百科」で提言をしております。

5月24日の経済財政諮問会議では、奥田経団連会長から道路特定財源に余裕資金が出たのではとの質問に対し、議長である小泉首相が、特定財源をどうするのか税のあり方にも関連する、財務省にはよく検討してもらいたいと述べたことが報じられております。また、道路特定財源が2007年度からだぶつき始めていることが確実な情報になったというようなことが述べられております。報道によれば、政府方針に沿って債務処理が終われば、7年度からそ

の額は何と 4,500億円の余剰財源になるというのが書かれております。

今こそ特定財源を一般財源化し、社会保障、福祉、生活密着公共投資に使えるようにすることが急がれるし、これこそ国民が望むものです。

よって、私は道路特定財源の確保に関する意見書（案）には反対をいたします。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。意見書第9号 道路特定財源の確保に関する意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、意見書第9号は提案のとおり可決されました。

以上で、今期定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、今期定例会は閉会といたします。お疲れさまでした。

午後0時22分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長

小 池 幸 照

鹿島市議会副議長

中 西 裕 司

会議録署名議員

14番

青 木 幸 平

同

上

15番

中 村 清

同

上

16番

谷 口 良 隆